

平成30年第1回竜王町議会定例会（第2号）

平成30年3月7日

午後1時00分開議

於 議 場

1 議 事 日 程（第2日）

- 日程第 1 議第 2号 竜王町有線放送施設の設置および管理に関する条例
- 日程第 2 議第 3号 竜王町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議第 4号 滋賀竜王工業団地維持管理基金条例
- 日程第 4 議第 5号 竜王町手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議第 6号 竜王町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議第 7号 竜王町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議第 8号 竜王町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議第 9号 竜王町国民健康保険事業、財政調整基金の設置、管理および処分に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議第10号 竜王町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議第11号 竜王町指定居宅介護支援の事業者の指定ならびに指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準を定める条例
- 日程第11 議第12号 竜王町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例
- 日程第12 議第13号 竜王町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
- 日程第13 議第14号 竜王町指定介護予防支援の事業者の指定に関し必要な事項ならびに指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
- 日程第14 議第15号 竜王町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議第16号 竜王町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一

部を改正する条例

- 日程第16 議第17号 竜王町産業振興にかかる特別措置に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議第18号 竜王町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議第19号 竜王町山面工業団地地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議第20号 竜王町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議第21号 平成29年度竜王町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第21 議第22号 平成29年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）
- 日程第22 議第23号 平成29年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）補正予算（第4号）
- 日程第23 議第24号 平成29年度竜王町下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第24 議第25号 平成29年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第25 議第26号 平成29年度竜王町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第26 議第27号 平成29年度竜王町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第27 議第28号 平成30年度竜王町一般会計予算
- 日程第28 議第29号 平成30年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算
- 日程第29 議第30号 平成30年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）予算
- 日程第30 議第31号 平成30年度竜王町学校給食事業特別会計予算
- 日程第31 議第32号 平成30年度竜王町介護保険特別会計予算
- 日程第32 議第33号 平成30年度竜王町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第33 議第34号 平成30年度竜王町水道事業会計予算
- 日程第34 議第35号 平成30年度竜王町下水道事業会計予算

2 会議に出席した議員（12名）

1番	菱田三男	2番	小西久次
3番	若井猛志	4番	森島芳男
5番	森山敏夫	6番	内山英作
7番	松浦博	8番	古株克彦
9番	貴多正幸	10番	山田義明
11番	岡山富男	12番	小森重剛

3 会議に欠席した議員（なし）

4 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町長	西田秀治	教育委員会教育長	甲津和寿
副町長	杼木栄司	総務主監	山添みゆき
住民福祉主監兼 発達支援課長	嶋林さちこ	産業建設主監	井口和人
主監心得兼 未来創造課長	奥浩市	会計管理者	西川良浩
総務課長	川嶋正明	税務課長	寺嶋要
生活安全課長	凶司明德	住民課長	森岡道友
福祉課長心得	間宮泰樹	健康推進課長	中原江理
農業振興課長	井口清幸	商工観光課長心得	岩田宏之
建設計画課長	森徳男	上下水道課長	込山佳寛
教育次長兼 教育総務課長	田邊正俊	学校教育課長	森幸一
生涯学習課長	竹内修		

5 職務のため議場に出席した者

議会事務局長	知禿雅仁	書記	奥智子
--------	------	----	-----

開議 午後1時00分

○議長（小森重剛） 皆さん、こんにちは。ただいまの出席議員数は12人であり
ます。よって、定足数に達しておりますので、これより平成30年第1回竜王町
議会定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

これより議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第 1 議第 2号 竜王町有線放送施設の設置および管理に関する条例

○議長（小森重剛） 日程第1 議第2号、竜王町有線放送施設の設置および管理  
に関する条例を議題として、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小森重剛） ないようでありますので、質疑はこれで終結し、討論は省略  
して、本案は、総務産業建設常任委員会に審査を付託いたしたいと思いますが、  
これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（小森重剛） 御異議なしと認めます。よって、日程第1 議第2号は、総  
務産業建設常任委員会に審査を付託いたしますので、会期中に審査をしていただ  
き、その経過と結果を議長まで報告願います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 2 議第 3号 竜王町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条 例

○議長（小森重剛） 日程第2 議第3号、竜王町職員の育児休業等に関する条例
の一部を改正する条例を議題として、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小森重剛） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小森重剛） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより、採決を行います。

お諮りいたします。

日程第2 議第3号を原案のとおり決定することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小森重剛） 起立全員であります。よって、日程第2 議第3号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 議第4号 滋賀竜王工業団地維持管理基金条例

○議長（小森重剛） 日程第3 議第4号、滋賀竜王工業団地維持管理基金条例を議題といたします。

質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小森重剛） ないようでありますので、質疑はこれで終結し、討論は省略して、本案は総務産業建設常任委員会に審査を付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（小森重剛） 御異議なしと認めます。よって、日程第3、議第4号は、総務産業建設常任委員会に審査を付託いたしますので、会期中に審査をしていただき、その経過と結果を議長まで報告願います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議第5号 竜王町手数料徴収条例の一部を改正する条例

○議長（小森重剛） 日程第4 議第5号、竜王町手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題として、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小森重剛） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小森重剛） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより、採決を行います。

お諮りいたします。

日程第4 議第5号を原案のとおり決定することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小森重剛） 起立全員であります。よって、日程第4 議第5号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第5 議第6号 竜王町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例**

○議長（小森重剛） 日程第5 議第6号、竜王町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題として、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小森重剛） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小森重剛） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより、採決を行います。

お諮りいたします。

日程第5 議第6号を原案のとおり決定することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小森重剛） 起立全員であります。よって、日程第5 議第6号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議第7号 竜王町国民健康保険条例の一部を改正する条例

○議長（小森重剛） 日程第6 議第7号、竜王町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題として、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小森重剛） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小森重剛） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより、採決を行います。

お諮りいたします。

日程第6 議第7号を原案のとおり決定することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小森重剛） 起立全員であります。よって、日程第6 議第7号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第7 議第8号 竜王町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長（小森重剛） 日程第7 議第8号、竜王町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題として、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

9番、貴多正幸議員。

○9番（貴多正幸） 議第8号、竜王町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、何点か質問をさせていただきたいと思えます。

2月26日の総務産業建設常任委員会の所管事務調査の中で、この内容の説明がされたわけですけれども、そのときの執行部からの回答の中で、「国保運営協議会の委員さんからは、保険税の増額を少しでも抑えられるようにしてもらいたいと意見があった」というふうな回答があり、なるほどというふうに思ったんですが、そういった意見はこの条例改正に反映されているのか、まずお聞きしたいと思えます。

次に、同日の委員会の中でも、「激変緩和」という言葉をよく使われたんですけれども、そもそもこの平成29年度の保険税と平成30年度の県が納付額を決めてくる額を比べると、約2,400万円ほど増えるということなんですけれども、おっしゃっている激変緩和には何らなっていないというふうに僕は思うんです。その保険税の増額分を、被保険者間で調整されているというふうにしか思えないんですけれども、その辺についてどのように考えておられるのかお聞きしたいと思えます。

次に、保険税の収納については、竜王町は4方式をとられているわけですけれども、今後、5年間をかけて3方式に移行するというふうに説明があったわけですけれども、そうすると、やっぱり毎年この条例改正をしていく必要があるのかなというふうに思うんですが、その辺についてと、次の議第9号の竜王町国民健康保険事業財政調整基金の設置、管理および処分に関する条例の一部を改正する条例の解釈にもよるんですが、平成31年度以降は、そういった基金を繰り入れ

る考えはあるのかどうかについて、以上、3点お聞きしたいと思います。

○議長（小森重剛） 森岡住民課長。

○住民課長（森岡道友） 貴多議員の1点目の質問にお答えをさせていただきます。

国保運営協議会の委員から、「国保税の増額を少しでも抑えるようにしてもらいたい」との御意見をいただいたところでございます。平成29年6月から高額疾病患者の医療費が急増し、今後の支払いに財政調整基金を充当せざるを得なくなり、国保税の増額抑えるために使うことができなくなったことを、国保運営協議会の委員に御理解をいただいたところでございます。

このため、国保税額の増額につきましては、被保険者に対し、広報や納税通知により丁寧な説明をさせていただきます。

以上、1点目のお答えとさせていただきます。

○議長（小森重剛） 寺嶋税務課長。

○税務課長（寺嶋 要） 貴多議員の、2点目、3点目の質問にお答えいたします。

激変緩和につきましては、国保税総額については緩和されていませんが、特に低所得者に対する個々の緩和を行うため、後期高齢者支援金分の均等割を調整させていただいております。

また、資産割につきましては、一気に廃止すると資産をお持ちでない方の負担が大きくなりますので、5年間かけて調整をさせていただきます。

こうしたことから、個々の被保険者世帯の増減額が緩やかになるよう、努めたところでございます。

3点目の部分でございますが、条例改正につきましては、資産割部分については、順次割合を減らしていくよう、毎年条例改正を行う予定です。

また、平成31年度以降の国保税総額を抑えるために基金繰入につきましては、その基金残額や、また県から示されます国民健康保険事業費、納付金額にもよりますが、その時々状況に応じて検討してまいりたいと考えております。

以上、貴多議員の御質問に対するお答えといたします。

○議長（小森重剛） 貴多議員。

○9番（貴多正幸） 1点目の質問に対しての答えをいただいた中で、国保税の額額については、被保険者に対し、広報や納税通知により丁寧な説明をさせていただくというふうなことを回答いただいたわけですが、多分納付書を見たら、上がっている人を気づかはると思うねんけど、かなり上がる幅はありますけれども、びっくりすると思うんです。やっぱり年額どん、という感じで、こういった



納付額になりますというふうに来るので、上がっている方やと、この前の試算を見ていると10万円以上の方もおられるみたいですし、やっぱりそうなると問い合わせとかも非常に多く来ると思うんです。広報や納税通知により丁寧な説明をさせていただくというふうに回答いただいたんですが、これは住民課とか税務課だけの問題ではないと思うんです。どこの窓口に行かれるのかわかりませんが、全職員とまでは言いませんが、やっぱりこういうふうな大きな改正があるわけなので、窓口に立たれるような職員さんについては、「あちらが窓口です」というふうな対応をされるのではなくて、ある程度のことは知っておいてほしいなというふうに思います。やっぱりかなり広報でお知らせしても、見ておられなかったらお知らせしたことにはなかなかならないと思うので、その辺、ちょっとお考えをお聞きしたいと思います。

それと、平成29年8月31日に滋賀県が策定されました、滋賀県国民健康保険運営方針の中では、改正法施行後5年程度で、国において実施される国保制度の見直しの状況を勘案しつつ、平成36年度以降のできるだけ早い時期の保険料水準の統一やさらなる事務の効率化、標準化、広域化について検討し、進めていきますというふうにされています。

竜王町にとって、平成29年度と平成30年度を比べると、約2,400万円増額というふうな形になるんですが、この県が言う5年の間に、町として県に対して何か意見を言ったり、平成30年度は2,400万円の増額ですが、平成31年度以降、さらにどんどん上がっていくようであれば、これはもう被保険者の負担がさらに増えていくわけですので、そういったことにならないような意見とか、そういったことを県に対して言っていたらどうか、その辺についてお答えいただきたいと思います。

**○議長（小森重剛）** 森岡住民課長。

**○住民課長（森岡道友）** まず1点目の、周知の方法でございますけれども、制度改正の全体的な改正につきましては、広報3月号でお知らせをさせていただいたところでございます。県におきましても、広報等々でお知らせをしているところでございます。

今回の税率改正につきましては、広報5月号によりまして、お知らせをさせていただきたいと考えておりますし、また、先ほども申し上げましたように、6月に発送いたします被保険者への納税通知にチラシを入れて、丁寧な説明をさせていただきたいなと思っているところでございます。

議員お示しいただいたとおり、職員にもということでございますけれども、職員にもできる限り周知をさせていただきたいなと考えているところでございます。

2点目の、県への意見等々ということでございます。今後、また5年後には、運営方針に見直しもされるというところでございますので、そちらにつきましては、また市町、さらには県との協議の場というものがございまして、そちらでできる限り意見を申し上げていきたいなと考えているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

**○議長（小森重剛）** 西田町長。

**○町長（西田秀治）** 今、貴多議員から御指摘、御要望をいただきました点につきましては、私も、もともとというふうに思っています。

ただ、やはり国保税が新制度に切りかわって、どうしても上がらざるを得ないという環境の中で、また、激変緩和の措置も、竜王町は残念ながら市町に対する激変緩和というのが適用になっていないんです、上がり幅の関係があつて。

そんなこともありますので、我々としては、できるだけ負担感の公平性とか、また、確かに大きく上がる方もおられますけれども、全体として一番納得性のある割り振りというのを今回考えさせていただいたというのが、今の姿なんです。

もう一つは、この制度改定に伴って、いろんな問題も起こっておりまして、要は、この決算を締めるに当たって、12月、1月、2月の3カ月分は決算外になっているんです。したがって、この部分が我々としては、先般申し上げたかもしれませんが、今国への折衝をしているとか、県への折衝をしている項目でございまして、その部分が一応一定のめどが立ちつつあるんですが、それが確定しないと、実は調整基金が幾ら残るかが明確にならないんです。

そうすると、明確にならない基金をベースに激変緩和をやるということは実務的にできませんので、今年度については、まことに恐縮ですけれども、今の姿で行かなければいけないと。

ただ、次年度以降は、また今の調整基金がどの程度残るかということも含めて、激変の対応をしていく必要があるだろうと。

もう一つは、長い目で見たときに、今の4方式、資産の部分もなくして3方式に変えていくと、そういう中で、市町によっては一気に4方式から3方式に変えようとしているところもありますけど、竜王町はそこまで行かないので、資産割のところを順次変えていくと、そういう姿で最終的には3方式にせざるを得ないし、そういう方向に持っていかなくちゃいけないと。

そうすると、そういうことも含めて、この制度自体を運営していかなきゃいけないという認識をしております、もちろん、県に対しても、場合によっては国に対しても、しっかり問題提起をしていかないかん、そういう思いは持っておりますし、また、丁寧な説明ということで、特に高額に変わる、いわゆる所得の高い方が大きく上がるんです。そういう意味で、そういう方が今まで幾らだったのが、これだけ何で急に上がるんだということですので、今度の改正に背景も含めて説明をして、理解をいただくということを励行することが必要だろうと認識していますし、丁寧な対応を、もちろん税務課、もしくは住民課中心にはなりますけれども、全体としてやっていこうという思いでいます。

少しいろんなことが一気にこの制度化に伴って起こったものですから、少しそのあたり、本来であれば、もう少し違う手もある余地もあったのかもしれませんが、今回はそういうところに至ってないので、御理解と同時に、また我々も一生懸命説明しますので、議員の皆様も、そういうフォローといいますか、御支援をいただいたら大変ありがたいなど。

いずれにしても、いろんなところで私も話をしていますけど、やはり我々には説明責任があるので、そういう前提で県にも、国にも要望しているというのが今の姿でございます。どうぞよろしくお願いします。

**○議長（小森重剛）** ほかに質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

**○議長（小森重剛）** ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

3番、若井猛志議員。

**○3番（若井猛志）** 議第8号、竜王町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、反対する立場で発言をいたします。

今の貴多議員の質問の中で、答えとか、そういうのがよく見えてきたと思うんですけれども、この間、各委員会とか、あるいは全員協議会の中の中でも、税務課のほうから出された資料で見ますと、やはり1、400余りの所帯で、4方式ですと約99%ぐらい、3方式にしましても72%ぐらいの方が増税になるという試算が出ております。

滋賀県は、この間、5年ほどかけて都道府県化しようということで、今、資産割をゼロにするという方向に進んできておりますけれども、この中でも、先ほど税務課長の説明がございましたけれども、順次資産割を減らしていけば、毎年こ

の税改正をしていかならん、そうしましても、やっぱり国保の被保険者の所帯の税率は、七十数%ぐらいにしか下がらないということなんです。

このように、国保税の多くの所帯で値上げになるということについては、やはり私は、これは町民の皆さんになかなか説明できないと思うんです。少なくとも、この間、ここ数年はなるべく上がらないようにということで、税率も変更されていたと思うんですけれども、今度の単位化になりますと、滋賀県は、各市町の医療費水準、つまり、 $\alpha$ 値と言われている部分ですけれども、それをゼロとして計算して今度の納付金額を5年後には決めてくると思うんです。

このことで、竜王町の保険税が今後どうなっていくのかということのもよくわからないところですが、今回、たちまちの改正については、このように多くの被保険者さんの保険税が、大なり、小なり上がってくるということについては、なかなか国保の所帯の方に説明していけないということで、私は反対の立場を明確にさせていただきました。

以上です。

**○議長（小森重剛）** ほかに討論はありませんか。

9番、貴多正幸議員

**○9番（貴多正幸）** 議第8号、竜王町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について討論いたします。

この国民健康保険というものは、我が国の皆保険制度の中核であり、制度施行以来70年以上が経過し、地域住民の医療の確保と健康の保持・増進に大きく貢献しているものではあります。今この大きな法改正の中、一番問題視されているところが、国保の加入されている年齢層が高く、医療費水準が高いこともありますし、低所得者層が多い、並びに、一番の問題点が、この小規模保険者が多く、財政運営が不安定というところが一番の根幹かなというふうには思っています。

しかしながら、この保険制度をつぶしてしまえば、我が国の保険制度が立ちいなくなるということもありますので、今回の法改正になったとは思っています。

それに伴いまして条例改正をされているわけですが、国単一化になって、都道府県が大きなところで財政運営の責任主体となって、安定的な財政運営や効率的な事業の確保など、国保運営の中心的な役割を担ってもらって制度を安定化するということは、今後については大いに必要なことかというふうに思います。

そしてまた、高額になられる方につきましても、先ほど質問をして、回答もいただきましたが、より丁寧な説明をし、そしてまた、県が言ってますこの5年の

間にも、竜王町の立場として、国、並びに、県にも意見を申し述べていくというふうな前向きな回答もいただきましたので、そういったところに大いに期待をし、賛成するものでございます。

以上、賛成討論といたします。

○議長（小森重剛） ほかに討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小森重剛） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより、採決を行います。

お諮りいたします。

日程第7 議第8号を原案のとおり決定することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小森重剛） 起立多数であります。よって、日程第7 議第8号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 8 議第 9号 竜王町国民健康保険事業、財政調整基金の設置、管理および処分に関する条例の一部を改正する条例

○議長（小森重剛） 日程第8 議第9号、竜王町国民健康保険事業、財政調整基金の設置、管理および処分に関する条例の一部を改正する条例を議題として、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小森重剛） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小森重剛） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより、採決を行います。

お諮りいたします。

日程第8 議第9号を原案のとおり決定することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小森重剛） 起立全員であります。よって、日程第8 議第9号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第 9 議第 10号 竜王町介護保険条例の一部を改正する条例**

○議長（小森重剛） 日程第9 議第10号、竜王町介護保険条例の一部を改正する条例を議題として、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小森重剛） ないようでありますので、質疑はこれで終結し、討論は省略して、本案は教育民生常任委員会に審査を付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（小森重剛） 御異議なしと認めます。よって、日程第9、議第10号は、教育民生常任委員会に審査を付託いたしますので、会期中に審査をしていただき、その経過と結果を議長まで報告願います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 10 議第 11号 竜王町指定居宅介護支援の事業者の指定ならびに指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準を定める条例

○議長（小森重剛） 日程第10 議第11号、竜王町指定居宅介護支援の事業者の指定ならびに指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準を定める条例を議題として、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小森重剛） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。これより、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小森重剛） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。これより、採決を行います。

お諮りいたします。

日程第10 議第11号を原案のとおり決定することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小森重剛） 起立全員であります。よって、日程第10 議第11号は原案のとおり可決されました。



日程第 1 1 議第 1 2 号 竜王町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例

○議長（小森重剛） 日程第 1 1 議第 1 2 号、竜王町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例を議題として、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

6 番、内山英作議員。

○6 番（内山英作） 最近、テレビとか新聞等で、介護施設の職員による利用者への虐待等が報道されておりますけれども、今、議第 1 2 号ですけれども、議第 1 1 号、あるいは、第 1 3 号、第 1 4 号とも関連しますので、ここでまとめて質問させていただきます。

竜王町に関するこういった事業者には、虐待等、あるいは、それによく似た事例はないと思うんですけど、もし何か聞いておられたら、お伺いしたいと思います。

それから、現在、各それぞれの事業者が年間の研修等を、どのような取り組みをされているのか、年間どの程度、あるいは、どのような内容の研修をされておられるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（小森重剛） 嶋林住民福祉主監兼発達支援課長。

○住民福祉主監兼発達支援課長（嶋林さちこ） 内山英作議員の御質問にお答えいたします。

町内の介護事業所施設におきまして、利用者の方への虐待がなかったかどうかというふうな御質問でございますが、これまで、もしかしたら虐待にかかわるようなことが可能性としてあったかなということで、事業所のほうから、これまでも少し報告をいただいたことがございます。速やかに報告をいただきますので、そのことについて、町としましても、施設のほうに出向くなり、また、来ていただいて、状況の確認をさせていただき、そういったことの虐待にならないよう、また、少しのケアレスミスみたいな形の中で、少しこけられたとか、そういったことも過去にはあったりもしましたので、常に事業所においては、そういったことについても十分に気をつけていただきながら介護に当たっていただいている現状でございます。

町のほうといたしましても、そういった施設の中の職員の皆さんに対しての研

修をそれぞれしていただくというふうなことと併せて、また、各介護事業所さんとの、また地域包括等との関係者の会議も定例的に行っておりますので、そういった中でも啓発を行い、利用者の方の人権を守る、また、尊厳を守るというようなことを常に念頭に置きながら、それぞれ事業所さんにおいては事業に当たっていただけるように、常に状況も把握しながら、連携しながら取り組んでいるところでございます。

研修も含めて、以上、回答とさせていただきます。

○議長（小森重剛） 内山議員。

○6番（内山英作） 町のほうは適宜指導していただいているということでございますけれども、先ほどちょっと申し上げましたけれども、大体年間、事業者ではどういった研修を、何回程度やっておられるのか、もしわかれば教えていただきたいと思います。

○議長（小森重剛） 嶋林住民福祉主監兼発達支援課長。

○住民福祉主監兼発達支援課長（嶋林さちこ） 内山議員の再質問にお答えをさせていただきます。

各事業所におかれては、年間事業所内での研修計画をもつていただいて、していただいていると思っておりますが、個別の事業所の回数までは現在把握をしている状況ではございませんので、お答えはさせていただけない状況でございます。

また、町のほうでは、年間の中で虐待のことも含め、また、それ以外のことも含めて事業所さん向けの研修会も、年に2回から3回程度実施していく中で、そういったことの取り組みもしている状況でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（小森重剛） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小森重剛） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小森重剛） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより、採決を行います。

お諮りいたします。

日程第11 議第12号を原案のとおり決定することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小森重剛） 起立全員であります。よって、日程第11 議第12号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第12 議第13号 竜王町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例**

○議長（小森重剛） 日程第12 議第13号、竜王町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を議題として、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小森重剛） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小森重剛） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより、採決を行います。

お諮りいたします。

日程第12 議第13号を原案のとおり決定することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小森重剛） 起立全員であります。よって、日程第12 議第13号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議第14号 竜王町指定介護予防支援の事業者の指定に関し必要な事項ならびに指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

○議長（小森重剛） 日程第13 議第14号、竜王町指定介護予防支援の事業者の指定に関し必要な事項ならびに指定介護予防支援等の事業の人員および運営な

らびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を議題として、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小森重剛） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小森重剛） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより、採決を行います。

お諮りいたします。

日程第13 議第14号を原案のとおり決定することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小森重剛） 起立全員であります。よって、日程第13 議第14号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 議第15号 竜王町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

○議長（小森重剛） 日程第14 議第15号、竜王町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題として、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小森重剛） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小森重剛） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより、採決を行います。

お諮りいたします。

日程第14 議第15号を原案のとおり決定することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小森重剛） 起立全員であります。よって、日程第14 議第15号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 15 議第 16号 竜王町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例

○議長（小森重剛） 日程第 15 議第 16号、竜王町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例を議題として、質疑に入ります。
質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小森重剛） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。
これより、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小森重剛） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。
これより、採決を行います。

お諮りいたします。

日程第 15 議第 16号を原案のとおり決定することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小森重剛） 起立全員であります。よって、日程第 15 議第 16号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第 16 議第 17号 竜王町産業振興にかかる特別措置に関する条例の一部を改正する条例**

○議長（小森重剛） 日程第 16 議第 17号、竜王町産業振興にかかる特別措置に関する条例の一部を改正する条例を議題として、質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小森重剛） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。  
これより、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小森重剛） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。  
これより、採決を行います。

お諮りいたします。

日程第 16 議第 17号を原案のとおり決定することに賛成諸君の起立を求め

ます。

[賛成者起立]

○議長（小森重剛） 起立全員であります。よって、日程第16 議第17号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 議第18号 竜王町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例

○議長（小森重剛） 日程第17 議第18号、竜王町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例を議題として、質疑に入ります。
質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小森重剛） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。
これより、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小森重剛） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。
これより、採決を行います。
お諮りいたします。

日程第17 議第18号を原案のとおり決定することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小森重剛） 起立全員であります。よって、日程第17 議第18号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第18 議第19号 竜王町山面工業団地地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例**

○議長（小森重剛） 日程第18 議第19号、竜王町山面工業団地地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を議題として、質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小森重剛） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。  
これより、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小森重剛） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより、採決を行います。

お諮りいたします。

日程第18 議第19号を原案のとおり決定することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小森重剛） 起立全員であります。よって、日程第18 議第19号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第19 議第20号 竜王町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

○議長（小森重剛） 日程第19 議第20号、竜王町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を議題として、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小森重剛） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小森重剛） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより、採決を行います。

お諮りいたします。

日程第19 議第20号を原案のとおり決定することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小森重剛） 起立全員であります。よって、日程第19 議第20号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第20 議第21号 平成29年度竜王町一般会計補正予算（第9号）**

○議長（小森重剛） 日程第20 議第21号、平成29年度竜王町一般会計補正予算（第9号）を議題として、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小森重剛） ないようでありますので、質疑はこれで終結し、討論は省略して、本案は予算決算常任委員会に審査を付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（小森重剛） 御異議なしと認めます。よって、日程第20、議第21号は、予算決算常任委員会に審査を付託いたしますので、会期中に審査をしていただき、その経過と結果を議長まで報告願います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第21 議第22号 平成29年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）

○議長（小森重剛） 日程第21 議第22号、平成29年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）を議題として、質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小森重剛） ないようでありますので、質疑はこれで終結し、討論は省略して、本案は予算決算常任委員会に審査を付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（小森重剛） 御異議なしと認めます。よって、日程第21、議第22号は、予算決算常任委員会に審査を付託いたしますので、会期中に審査をしていただき、その経過と結果を議長まで報告願います。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第22 議第23号 平成29年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）補正予算（第4号）**

○議長（小森重剛） 日程第22 議第23号、平成29年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）補正予算（第4号）を議題として、質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小森重剛） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。これより、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小森重剛） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより、採決を行います。

お諮りいたします。

日程第 2 2 議第 2 3 号を原案のとおり決定することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小森重剛） 起立全員であります。よって、日程第 2 2 議第 2 3 号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 2 3 議第 2 4 号 平成 2 9 年度竜王町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）

○議長（小森重剛） 日程第 2 3 議第 2 4 号、平成 2 9 年度竜王町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）を議題として、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小森重剛） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小森重剛） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより、採決を行います。

お諮りいたします。

日程第 2 3 議第 2 4 号を原案のとおり決定することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小森重剛） 起立全員であります。よって、日程第 2 3 議第 2 4 号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第 2 4 議第 2 5 号 平成 2 9 年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）**

○議長（小森重剛） 日程第 2 4 議第 2 5 号、平成 2 9 年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）を議題として、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小森重剛） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小森重剛） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより、採決を行います。

お諮りいたします。

日程第24 議第25号を原案のとおり決定することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小森重剛） 起立全員であります。よって、日程第24 議第25号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第25 議第26号 平成29年度竜王町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（小森重剛） 日程第25 議第26号、平成29年度竜王町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題として、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小森重剛） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小森重剛） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより、採決を行います。

お諮りいたします。

日程第25 議第26号を原案のとおり決定することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小森重剛） 起立全員であります。よって、日程第25 議第26号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第26 議第27号 平成29年度竜王町水道事業会計補正予算（第3号）**

○議長（小森重剛） 日程第26 議第27号、平成29年度竜王町水道事業会計補正予算（第3号）を議題として、質疑に入ります。



質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小森重剛） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小森重剛） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより、採決を行います。

お諮りいたします。

日程第26 議第27号を原案のとおり決定することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小森重剛） 起立全員であります。よって、日程第26 議第27号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第27 議第28号 平成30年度竜王町一般会計予算

日程第28 議第29号 平成30年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算

日程第29 議第30号 平成30年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）予算

日程第30 議第31号 平成30年度竜王町学校給食事業特別会計予算

日程第31 議第32号 平成30年度竜王町介護保険特別会計予算

日程第32 議第33号 平成30年度竜王町後期高齢者医療特別会計予算

日程第33 議第34号 平成30年度竜王町水道事業会計予算

日程第34 議第35号 平成30年度竜王町下水道事業会計予算

○議長（小森重剛） 日程第27 議第28号、平成30年度竜王町一般会計予算から日程第34 議第35号、平成30年度竜王町下水道事業会計予算までの8議案を一括議題として、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小森重剛） ないようでありますので、質疑はこれで終結し、討論は省略して、日程第27 議第28号から日程第34、議第35号までの8議案については、予算決算常任委員会に審査を付託いたしたいと思いますが、これに御異議

ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（小森重剛） 御異議なしと認めます。よって、日程第27 議第28号から日程第34 議第35号までの8議案については、予算決算常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

会期中に審査をしていただき、その経過と結果を議長まで報告願います。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、散会いたします。

大変御苦労さまでございました。

散会 午後2時11分